

「差別・不利益な扱い」に関する指針

(1) 差別等の基本的な定義

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

なお、「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(国連：「障害者の権利に関する条約」に準拠)

(2) 類型的な概念

① 直接的・間接的な差別等

直接、間接を問わず、正当な理由なく、障がいのあることを理由として、障がい者を区別、排除又は制限すること。

② 合理的な配慮の欠如

障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮を欠いていること。

ただし、過度の負担を課すものを除く。

(3) 分野別の概念

① 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障がいを理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

② 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、

又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障がい者を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

③ 商品又はサービスを提供する場合において、障がいのある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障がい者を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

④ 労働者を雇用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為
イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がい者を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がい者を理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障がい者を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

⑤ 教育を行い、又は受けさせる場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第1条に規定する学校をいう。）を決定すること。

⑥ 障がいのある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障がい者を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がい者を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

⑦ 不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、障がい者を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

⑧ 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障がいのある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障がいを理由として、障がいのある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障がいを理由として、障がいのある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

(千葉県条例における「不利益取扱い」に準拠)